

委員会提出議案第1号

さぬき市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年3月22日

提出者 議会運営委員長 高嶋 正朋

さぬき市議会会議規則の一部を改正する規則

さぬき市議会会議規則（平成14年さぬき市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第64条中「第56条及び」を削る。

第91条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第139条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合は、請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

さぬき市議会会議規則新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第3条～第63条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、第60条の規定を準用する。</p> <p>第65条～第90条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由</u>のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p> <p>第92条～第138条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、<u>請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、請願者が法人の場合は、請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>第140条～第168条 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長</u>に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出</u>することができる。</p> <p>第3条～第63条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(準用規定)</p> <p>第64条 質問については、<u>第56条及び第60条の規定を準用する。</u></p> <p>第65条～第90条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(欠席の届出)</p> <p>第91条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委</u>員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出</u>することができる。</p> <p>第92条～第138条 (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">(請願書の記載事項等)</p> <p>第139条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、<u>請願者の住所及び氏名(法</u>人の場合には、<u>その名称及び代表者の氏名)</u>を記載し、<u>請願者が押印をしなければならない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第140条～第168条 (略)</p>